第

1952

号

READAS U- ダァスクラブ 1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 12月 14日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 特定の者だけの忘年会

Q:人事課の職員と役員とで忘年会を行い、 これに要した費用を会社で負担しました。

この忘年会は、役員と日頃仕事上の関係が 深い人事課の職員を慰労するために実施した ものですから、福利厚生費として処理しよう と思っていますが、認められますか。

A:福利厚生費として処理することはできません。

【解説】

社内の行事に際し役員又は使用人の全員を 対象にして、おおむね一律に社内において供 与する通常の飲食に要する費用は、福利厚生 費となります。しかし、ご質問のように特定 の者だけが参加する忘年会の費用は、福利厚 生費には該当しません。

ところで、交際費とは、得意先、仕入先その他事業に関連のある者等に対する接待等のために支出する費用をいいますが、ここでいうその他事業に関連のある者等の中には、役員及び使用人等の従業員も含まれます。したがって、役員及び使用人等の従業員に対して飲食物を供するために要する費用も交際費に該当する場合があります。

ご質問の場合、その忘年会を開くことが、 例えば取引先を接待する等会社の業務に関係 があるものであれば、その費用は交際費に該 当することになるでしょうが、参加者の個人 的なものである場合には、個人的費用を会社 が負担したことになりますので、その参加者 に対する給与(賞与)として取り扱われるこ とになります。







